

## CESRの技術的助言案のポイント

1. 日本・米国・カナダの会計基準は、いずれも全体として(taken as a whole)国際会計基準(IAS)と同等(equivalent)と評価。
2. 日本・米国・カナダの各会計基準について、以下の補完措置(remedies)が求められる。
  - ・ 特別目的会社(SPE)の連結範囲に係る差異についての仮定計算ベースの要約財務諸表の作成(日・米・加)
  - ・ 企業結合(持分プーリング法)、在外子会社の会計基準の統一に係る差異についての仮定計算ベースの要約財務諸表の作成(日)
  - ・ スtock・オプションの費用化の2007年1月以前の実施(日・米)
  - ・ その他特定の基準に係る差異について追加的開示(日・米・加)
3. 上記補完措置の適用の必要性は、企業毎に判断され、監査人がこれを評価する。